

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	佐賀県食品衛生条例	法令の番号	昭和34年条例第9号						
許認可等の種類	食品に係る営業の許可	根拠条項	第2条						
審査基準	<p>1 下記9業種であって、食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第11条により定めた施設等の基準（別表）を満たしていること。 ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により営業の許可を受けている者で当該営業に係る施設を使用して、その許可営業に係る営業を営もうとするものは、この限りではない。</p> <p>2 5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 水あめ製造業 2 ジャム又はマーマレード類製造業 3 魚介類加工業（魚介類を加工して裂きいか、みりん干しその他これらに類する製品又は白焼き、ゆで物若しくは半乾燥品を製造する営業をいう。） 4 生食用魚介類の小分け包装業 5 味付けのり製造業 6 ところてん製造業 7 こんにゃく製造業 8 総菜半製品製造業（ギョウザ、コロッケ、ハンバーグその他の総菜の半製品を製造する営業をいう。） 9 漬物類製造業（植物性又は動物性の原料を塩、しょうゆ、みそ、こうじ、酢、ぬか、からし、もろみその他の材料に漬け込んだもの又はアルコール、酸等に漬け込んで保存性を高めたもので、通常副食物として直接摂食することができる食品を製造する営業をいう。）</p>								
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	10日	目次
						標準経由期間	日	NO	